

地方行政サービス改革の取組状況等(平成31年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
460001	鹿児島県

(1)民間委託

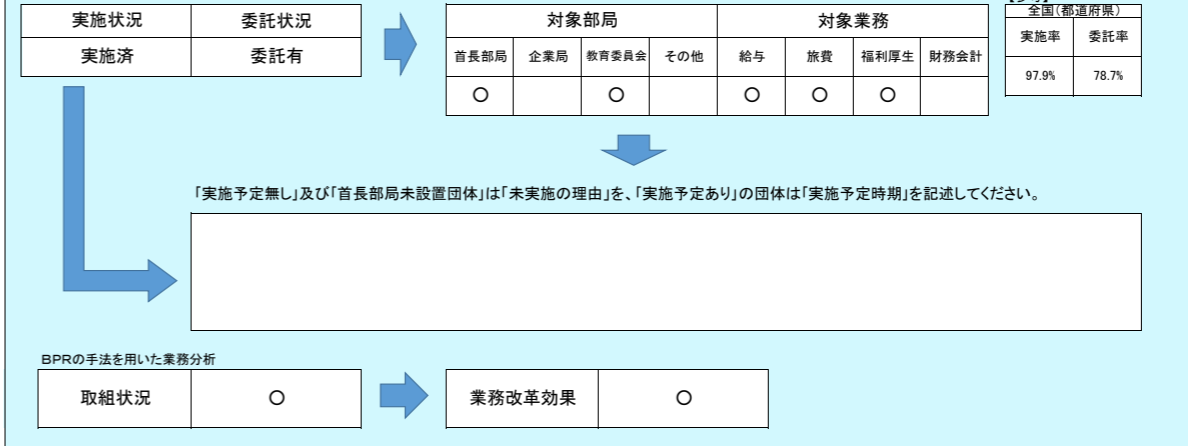
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】
			全国(都道府県)委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			100.0%
電話交換			90.2%
公用車運転	○	直営による公用車の運転業務は、段階的に縮小しており、最終的には廃止する方針である。	95.7%
学校給食(調理)			97.8%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	専任職員の一部については、非常勤化を実施している。	38.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成31年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

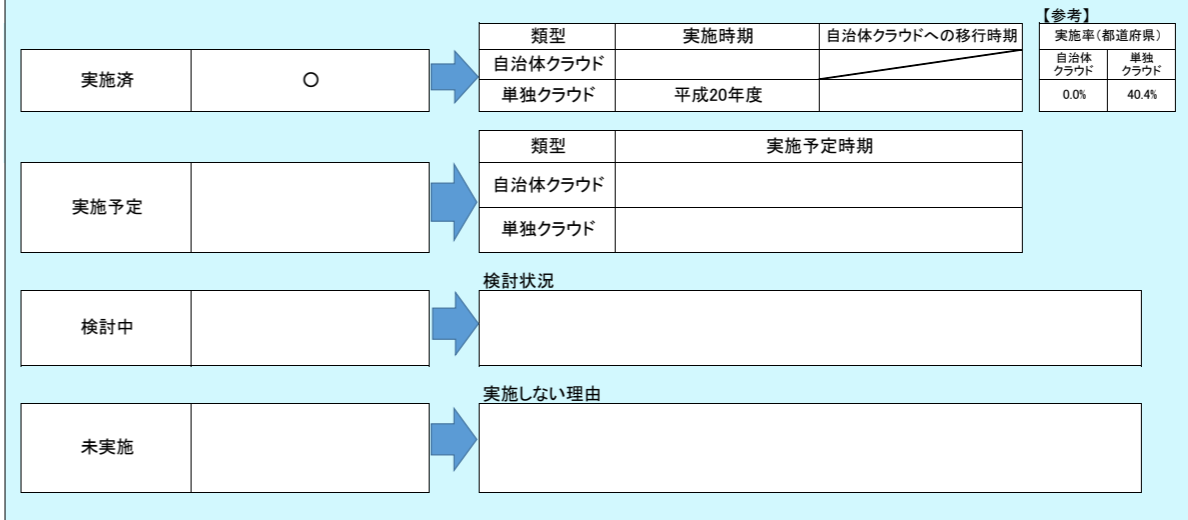
(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】
							全国(都道府県)導入率
体育館	1	1	100.0%		0		97.2%
競技場(野球場、テニスコート等)	4	4	100.0%		0		93.5%
プール	0	0			0		97.9%
海水浴場	0	0			0		57.1%
宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		92.9%
休養施設(公衆浴場、海・山の家等)	0	0			0		96.4%
キャンプ場等	1	1	100.0%		0		96.8%
産業情報提供施設	0	0			0		53.1%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		97.6%
開放型研究施設等	0	0			0		28.6%
大規模公園	8	8	100.0%		0		88.7%
公営住宅	162	135	83.3%	・各郷島に専営住宅が点在していることから、効率的な維持管理が難しく、民間事業者の参入が見込めない。 ・指定管理者の選定方法等を含め、制度導入について引き続き検討を行っている。	0		64.0%
駐車場	0	0			0		87.1%
大規模公園、斎場等	0	0			0		100.0%
図書館	2	0	0.0%	施設運営に求められる専門性や技能を有する人材を確保できるか、指定管理期間が限られることによる運営の安定性・継続性といった観点からの課題もあり、指定管理者制度はなじまない。	2	市町村立図書館等を支援する役割等を有する教育機関であり、市町村立図書館や学校図書館への助言、連絡・協力及び研修等は直営で行う必要がある。	12.9%
博物館(博物館、自然科学、歴史、動物等)	6	4	66.7%	・資料収集や調査研究など専門的分野の業務であり、導入後の経費削減効果も不確実。 ・資料の収集、調査研究、展示など長期的継続的に実施しており、県が管理することを前提とした貴重な資料の寄贈等を受けている。	2	調査研究機能を有する教育機関であることから、資料収集、保管業務及び調査研究業務については、直営で行う必要がある。	50.3%
公民館、市民会館	0	0			0		0.0%
文化会館	3	2	66.7%	様々な分野が入っている複合施設のため、施設の一元的管理、迅速な意思決定や判断が困難なことから特定の団体に管理を委託する指定管理者制度にそぐわない。指定管理者制度導入によるコストの削減も見込めない。	1	県の直営施設や目的外使用許可施設が多く入居し、施設の一元的管理、迅速な意思決定や判断ができていないこと、外部委託を行っており経費の大幅な削減効果が見込めない等の理由により、直営としている。	92.2%
会館、研修所等(青少年の会を含む)	8	4	50.0%	・教育課題を理解した上での効果的な研修の実施やリーダー養成等は、学校教育や社会教育の専門性や技能を有する者でなければ継続的かつ円滑な実施は難しい。 ・本県は、運営のノウハウを有する財団やNPO等がない	4	県の施策に基づき青少年の健全育成を図る社会教育施設であり、青少年教育に関する調査研究業務については、直営で行う必要がある。	69.2%
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%
介護支援センター	0	0			0		100.0%
福祉・保健センター	3	3	100.0%		0		72.0%
児童クラブ、学童館等	0	0			0		86.7%

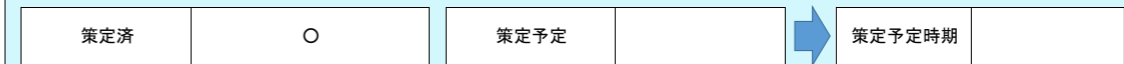
(3)庶務業務の集約化



(4)自治体情報システムのクラウド化



(5)公共施設等総合管理計画

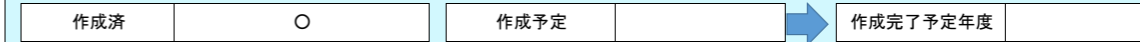


【参考】

策定割合(全国(都道府県))
100.0%

(6)地方会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)



【参考】

作成割合(全国(都道府県))
93.6%

(注1)統一的な基準による地方会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するよう要請されているが、当該調査における「作成済み」は、平成27年度から平成29年度までのいずれかの決算に係る財務書類を作成した団体をいう。